

調査資料第十一號

和文

今次賠償問題の経緯

三十七都列成（八月十六日）

配付済（三・ハ・ミ）

外務省調査局第三課
昭和二十一年六月二十七日

大日本帝国文庫

第一
總
言
目

次

第一
緒
言

言

第二、今次の對独賠償問題の経緯

第三

對日賠償問題の経緯

一、對日賠償問題の発端

二、ボーレ大使對日賠償中間計画

其の三、日本の産業構成に関する諸見解

四、極東委員會對日賠償計画

五、ボーレー案と極東委員會案の比較とその影響

六、賠償問題の國內的影響

七、賠償問題の今後

第四
結
言

附錄

エドガースノウ、日本の賠償問題、抄譯

五

四九

四七

四五

三四

三二

一

第一回　日本と支那の貿易問題　一
 第二回　日本と支那の貿易問題　二
 第三回　日本と支那の貿易問題　三
 第四回　日本と支那の貿易問題　四
 第五回　日本と支那の貿易問題　五
 第六回　日本と支那の貿易問題　六
 第七回　日本と支那の貿易問題　七
 第八回　日本と支那の貿易問題　八
 第九回　日本と支那の貿易問題　九
 第十回　日本と支那の貿易問題　十
 第十五回　日本と支那の貿易問題　十五
 第二十五回　日本と支那の貿易問題　二十
 第三十五回　日本と支那の貿易問題　三十
 第四十五回　日本と支那の貿易問題　四十
 第五十五回　日本と支那の貿易問題　五十
 第六十五回　日本と支那の貿易問題　六十
 第七十五回　日本と支那の貿易問題　七十
 第一百回　日本と支那の貿易問題　一百

第一 緒

言

今次大戦の結果に基く聯合國の権力團に對する賠償要求方針は前大戦に於て聯合國がドイツに對して課した賠償と比較すると本質的な点で極々の相違が認められる。即ち前大戦後の大戦賠償ではその建前が聯合國の蒙つた損害を賠償せしむると言ふ觀念に止りドイツの支拂能力等に関する合理的考慮を缺いた為結局トーナス案を経てヤング案に到る前後十回の國際會議と九年の歳月を費して逐次賠償の改訂を餘儀なくせられ、其の結果豫定せられた賠償金の取立が有耶無耶に終つたばかりでなく、賠償の支拂を実行せしむる爲にドイツ經濟の復興發展を聯合國が援助せざるを得ぬこと、なり、遂にはナチスドイツの台頭と第二次大戦の勃発とを見ることとなつたのである。

即ち前大戦に於ける對独賠償は完全な失敗でありそれ故にこそ今次大戦後の賠償問題處理に關しては聯合國は前車の轍を踏まず科学的合理的的方法を取らんと努力しつゝあり、以下に今次賠償問題の主要な性格を掲げやう。

(一)

賠償の目的が從未の如く單なる戦争による損害の賠償には置かれず敗戦國が再び戦争を企図し得る様に其の経済を徹底的に非軍事化し戦争能力を剥夺することに置かれてゐること。

(二)

賠償の取立は原則として現物によること。即ち前回の對独賠償では總額一三二〇億金麻克の賠償金總額を決定するに一年以上の歳月とた回に亘る國際會議を必要としたのであるが今回は現存の資本設備を指定して賠償に充てるのであるから賠償金の總額は何等重要な意義を持たず、しかも其の履行は極めて確實に実施し得ること、なる。

一方又賠償支拂の爲に戰敗國の産業復興を援助する如き愚を繰返へさせないで済む譯である。

(三) 賠償問題の性格が技術化したこと。

前大戰の賠償問題は賠償金額の決定にあつたが今回は賠償設備の決定にある。従つて今回の賠償問題の理解には相当高度の技術的常識が要求される。

(四) 賠償の実施が短期間にに行はれること。

前述せらる如く現存の資本設備を撤去するのであるから比較的短時間に賠償問題が片付いてしまふのである。

(五)

賠償は戦敗國の平和的經濟を破壊せぬ限度で行ふこと、賠償の目的が戦争能力の剥夺にあり、戦敗國の奴隸化を意図するのではないと謂ふ建前から戦敗國民に一定の生活水準を可能ならしむる爲に必要な生産設備の残存を許容するのである。

以上の如き今次賠償の諸原則は我國に對するものも、ドイツに對するものも全く同様であり、時期的に對独賠償が幾分先行してゐる關係上對独賠償の経緯は我國の賠償問題にとつても貴重な参考となるのである。從つて先づ今次大戰後に於ける對独賠償問題の概要を述べ、次で我國の問題に移ること、しよう。

第二、今次の對獨賠償問題の経緯

對獨賠償の基本方針は昨年二月のヤルタに於けるルーズベルト、チャーチル、スターリン三頭會談の結果發表された所謂クリミヤ宣言に依つて闡明され、次で昨年七月のボツダム宣言に依つて更に具体的な内容が與へられ、その後聯合國獨立管理理事會が中心となつて賠償工場の指定・

残存工業規模の決定等具体的措置を進めつゝある。

對独賠償に関するボッダム 言に述べられた要旨は左の如きものであ

(一) 独逸の戦争権勢力を除去する爲に武器、彈薬、軍用器材、航空機及び航洋船舶の生産は禁止される。

(二) 金属、化学工業、機械類其の他戦争に直接必要な品目の生産は嚴重に管理せられ、且つ平和經濟の維持に必要とする限度を超へるものには悉く撤去又は破壊される。

(三) カルテル、シンジケート、トラスト等独占的な經濟上の組織は解体される。

(四) 独逸經濟の再組織に當つては農業及び平和的國內産業の發展に重きが置かれる。

(五) 各領中も独逸は單一の經濟單位として取扱はれる。

(六) 独逸に課せられる経済管理と実施する爲独逸國民自身の行政機構が創設せられ且つそれに責任が與へらるべ事である。

(七)

賠償は独逸をして英國及びソ聯を除く歐洲の生活水準の平均を超へない水準を維持せしめる爲に必要な生産力を残すことを限度とする。

(八) 賠償は独逸國民をして外部からの援助なくして生活するに充分な資源を残す限度内で行はるべきこと。

(九) 独逸の再軍備を防止するため工業、輸出入及び經濟活動と關係のある一切の科學團體、研究所、實驗所、試驗所等は管理を受けること、尚以上の他米英ソ其の他各國間の賠償物件の配分方針も明かにされてゐるのである。

次に昨年十二月に發表された米國國務省の對逸賠償に関する聲明は上記ボッダム宣言の具体的適用に關する米國政府の見解を詳細に表明したものであつて特に独逸に許容すべき生活水準及び平和的經濟の維持に必要なとせられる工業の規模の決定方法に關し具体的に規定してゐる点が注目に値する。今その要旨を掲げれば次の通りである。

(一) 独逸の平和經濟を維持するに必要な工業の規模を先づ決定することが賠償による持出の量と貨どを算定する上の眞の基礎となる。

- (二) 独逸に許容せられる生活水準はホツダム宣言にも述べられた如く英
國及びソ聯を除く歐洲の平均水準を超へざる限度とされてゐる。独逸
よりの賠償持出は一應一九四八年に終了するもとと豫定せられるから
一九四八年には独逸が右の生活水準に達することを許される譯である。
但し實際に到達可能であるかどうかは戰後の各種の困難から見て疑問
であるが聯合國としては允に角フルに操業すればそれが可能であると
認められる規模の工業を残せば良い譯である。
- (三) 英國・ソ聯及び独逸を除いた歐洲の平均生活水準は一九四八年には
略ぼ一九三〇年から一九三八年までの期間に於ける平均水準に近いも
のを復舊する事が豫想される。
- (四) 従つて賠償の基礎となるべく、独逸の生活水準は歐洲の一九三〇年か
ら一九三八年迄の平均実績に國民所得から見て最も近似した独逸の過
去に於ける生活水準の年を選定し其の年の実績に次の如き修正を施し
たものを使用する。
- (A) 計算は一九四八年との間に於ける人の上の変化に基く修正
- (B) 計算は水た年に於ける独逸の消費の型が通常の点から著しく逸脱し
てゐる場合の調整。
- (C) 戰争に依つて破壊された建築物や運輸施設を復舊する為の需要は
前述せる平和的經濟維持に必要とせられる需要に追加計上すること
が許される。其の量は建築物を二ヶ年鉄道、道路等の運輸施設を
五ヶ年間に復舊するとした場合の各年の資材需要額をとる。斯る余
裕は復興が完了した後に或る程度の輸出物資の生産を増大する余地
を與へるであらう。
- (D) 賠償持出完了後ドイツが外部の援助なくして其の經濟を維持する
為に必要な資源を獨逸の為に残存せしめること
- (E) 米國は賠償を利用して利己的な見地から独逸の輸出産業を不当に制
限せんとする意図は持たないし、又米國以外の各國が其の様な企図を
持つ事にも反対である。独逸經濟が國際的性格を持つこそ米國の
希望するところであり、アーマウタルキーへ自給自足の性格を帶びること
を希望するものではない。

(六) 独逸は必需品の輸入を賄ふ為に必要な輸出物資の生産が可能とせらるゝ規模の工業は持たねばならぬ。但し輸出は金属、機械及び化学製品以外の品目に依つてなし得る様最善の努力を拂ふべきであらう。従来独逸から金属、機械、化学製品類の供給を受けてゐた國々は今後独逸以外の地域から之等の品目を入手せねばならぬいか、原則的に是之等品目の生産設備が独逸以外の地に移設されるのであるから其の為に支障を蒙さない譯である。但し實際は戦争に依る破壊が大である爲それだけ全体としての工業能力は減少してゐるから更に工業の拡張を必要とするけれども之を独逸に許すことに依つて独逸に依つて侵略を受けた國々の經濟的恢復にアレーキがかけられる様な事は絶対に許されないものである。

(七) 独逸經濟は敗戦の結果事實上完全に停止し運輸機關、經濟機構、行政組織の殆んど完全な瓦壊を蒙したのであるからたゞへ賠償に依る工業設備の持出しが実行されなくとも独逸は自國の疾病と社會不安を防止する爲に必要な輸入を行ふには聯合國の援助を必要とするであらう。

(八) 又賠償による持出しが大体完了した後も燃料、食糧、原料の入手が限定されて居り且つ政治及び經濟機構の再建に手間取るであらうから残存設備の能力をフルに動かせるかどうかは極めて疑はしい。従つて一九四八年に到る迄独逸は必要な輸入を過去のストック及び其の後の生産の輸出に依つて賄ふことは恐らく困難であらう。聯合國は此の期間、疾病と社會不安の防止と言ふ原則に依つて独逸に最少限の物資を輸入せしめる。而して平和的條約締結の際右の如き輸入に對する支拂が済まされて居ない場合に其の措置をどうするかと言ふ事は聯合國が改めて處置を決定すべき問題であらう。

(九) ら領軍当局の当面の任務は輸送施設の修復、住宅及び必要な公共の施設の應急修理、石炭及び農業生産を最大ならしめること等に施策を集中することにあらず、特に石炭及び原料については輸出入のバランス及び独逸の緊急な國內需要を充足する上に貢献する程度に従つて其の用途に優先順位を附する必要があらう。

(十) ら領軍の任務は独逸經濟恢復の責任を原則として独逸人自身に負擔

せしむるにある。其の爲には輸送、農業、通貨金融、租税その他に關して共通の政策を実施する事が極めて重要である。

以上に依つて聯合國の對独賠償の方針が概ね明かとなるであらう。尚独逸の場合は日本の場合と異り關係各國の利害關係が複雑であり占领も米、英、ソ、佛の四ヶ國に依つて分割実施せられてゐるため上述の如き米國の方針が理想的に実施され得るかどうかは疑問があらう。現にソ聯の占领地域では既に工業施設の撤去が独自の立場から着々進められてゐる。又英國の占领地域に於ては工業の撤去乃至破壊が不徹底たりとの批難を受けたりとしてゐる模様である。しかし免も角原則的方向は以上に述べられた方針に基いて進められてゆくであらう。而して其の具体的な成果として本年三月二十八日聯合國独逸管理理事會に依つて「賠償及び戰後独逸經濟計画」が決定されたのである。此の決定は独逸に許される工業の規模を具体的に明かにしてゐる点で極めて重要な意義を持つ。以下其の概要を示さう。

先づ方針はボーメン宣言及び米國務省聲明に依つて明かであるけれど

も今回の決定に要約されてゐるところに依れば次の通りである。

(一) 独逸戦争能力の除去及び独逸工業の非武装化

(二) 賠償の支拂

(三) 農業及び平和産業の発達

獨逸の生活水準を英、ソを除く歐洲の平均水準迄引下げるここと、獨逸が自立するに足る資源の確保

而して計画の前提條件として次の点が考慮されてゐる。

(一) 独逸人は一九四九年へ独逸工業が許された最高限度に到達する豫定の年迄に大千大百五十万を超えないものとする。

(二) 独逸は單一の經濟單位として窺はれる

独逸はその輸出市場を見出す

賠償方法は一國賠償の原則に立ち現物賠償による生産設備の撤去が中心となる。

而して本計画は独逸工業の水準を戰前即ち一九三八年に比し概ね五。%乃至五五%に引下げることを目標とする。

これは近年に於ける独逸の最も不況な年即ち一九三二年の恐慌当時の生活水準に略該当する。本計画は独逸工業を禁止工業、制限工業、非制限工業に分つてゐるのであつて各々の内容は概ね次の通りである。

(一) 禁止工業

生産は完全に禁止せられ設備は撤去せられるものであつてその内容は左の通り

兵器、航空機、航洋船舶、人造石油、合成ゴム、合成アンモニヤ、ボールベアリング、一部大型工作機械、大型トラクター、アルミニウム、マグネシウム、ベリリウム、トーマス炉熔滓より生産されるヴァナデウム、放射性物質、濃度五〇%を超へる過酸化水素、特殊軍需用化学薬品及びガス、無線通信装置

但し人造石油、合成ゴム、合成アンモニヤ、ボールベアリングは所要の輸入が可能になるまで國內需要を充す爲一時的保留を許される。

(二) 制限工業

生産水準を限定し之を超ゆる過剰能力は撤去せんとするもの、生産

財工業と消費財工業の二種に分類されてゐる。

(1) 生産財工業

種

銅
金 属

鉛
錫
銅
鉛

其 の 他

化 學 工 業

(窒素、磷酸カルバイト、硫酸塩素アルカリ)

工 作 機 械

電 輕 重 機 械

氣 機 械

一九四九年水準
一千五百〇〇千噸

對戰前能力比率

三六八萬噸	四〇%
七四〇	一四%
四三二	三一%
一一四五	五〇%
一五〇〇	五〇%

銅 金 属	三五%
鉛 錫 銅 鉛	五四%
其 の 他	四八%
化 學 工 業	八〇%
工 作 機 條	五四%
電 輕 重 機 條	一三五
氣 機 條	一二〇
機 條	一九
其 條	四〇四
其 條	一三〇
其 條	一三五
其 條	一〇〇
其 條	一九〇
其 條	三六八萬噸

農機器具	内重電氣機械
耕作用軽トラクタ ト ラ ッ シ フ	四〇〇〇〇台 三五八
精密機械及光学機械 染料	四〇〇〇〇台 一〇〇〇〇台
貨物車	三六〇〇〇台 三〇〇〇〇台
客車	三〇〇〇〇輛 一三五〇
機関車	三〇〇〇〇台 三〇〇〇〇台
	四〇〇〇〇百 麻克

類別	一九四九年水準	對戰前能力比率
(一) 制限工業	四〇〇〇〇台 三三二 頃 力	一大%
(二) 消費財工業	八〇% 一四七八 九〇〇〇 大七五千 電力	七〇% 六〇% 七〇% 六五% 八〇% 一八五〇 一一九〇 一一三万足 織物及び衣服 内人造纖維 製紙及印刷 履物

グラスホフ其他消費財化学製品

類別	一九四九年水準	對戰前能力比率
(一) 制限工業	四〇〇〇〇台 三三二 頃 力	一大%
(二) 計画化された非制限工業	八〇% 一四七八 九〇〇〇 大七五千 電力	七〇% 六〇% 七〇% 六五% 八〇% 一八五〇 一一九〇 一一三万足 織物及び衣服 内人造纖維 製紙及印刷 履物

鉄鋼の保有能力は七五〇万噸であるが、一九四八年に実際許容される生産高は五八〇万噸で、管理理事會の承認なし限り此の生産高を増加することは許されない。輕金属の生産は許されなければどもアルミニウム三万噸、マグネシウム千噸の輸入が許可されてゐる。

消費財工業の内計画化された非制限工業に於ては、一九四九年の到達水準が豫定されてはゐるけれども、最も嚴格な意味で制限されるのではなく、管理理事會が拒否しない限り原則として割当量を超過することが許される。

尚消費財中の一部に對し最低輸出割当量へ賠償に非ず)か次の如く決定された。

紙

織物 一三三三四〇疋 四〇万疋

石炭

一四五〇〇百万疋 一億五千五百万疋

薬品

一億二千万馬克

非制限工業

(三)
資源及び財力の許す範囲内で拡張を許される消費財工業の殆んど全部を網羅してゐる。主要なものとしては家具木工品、ガラス及びガラス製品、陶器、自轉車、自動自轉車、建築及び建築資材へ内セメントの生産割当は八百万疋、一九三大年の六八%、石炭、加里等で特に石炭と加里とは最大限の生産を命ぜられてゐる。

尙本計画書には独逸の外國貿易に関して次の如き決定を行つてゐる。

即ち外國貿易は戦前の約九分の三が認められ輸出入共最高限三十億

馬克へ一九三六年價格)である。輸出に依つて得た外貨の半はは食糧及び飼料の輸入に残余は運送費、保険料、特殊輸入許可品目の輸入占領費支拂等に充てられる。輸出許可品目の主要なものは織維製品、石炭、コークス、化学製品、紙製品、陶器、ガラス製品、医用薬品、紙製品、書籍等である。

以上が(計画)の概要であるが依つて見れば生産財の生産は甚しく圧縮されるが消費財の生産はさ程ではない。斯くて独逸産業の性格は一変し輕工業的性格が顯著に與へられることが、ならう。

第三、對日賠償問題の経過

以上は對独賠償の経過をや、詳細に述べたのであるが對日賠償についても原則は全く同様である。

一、對日賠償問題の発端

對日賠償問題が正式に觸れられたのは昨年七月の日本の無條件降伏要求に関するホーフム宣言の中に於てである。即ち右宣言の第十一項に次の如く述べられてゐる。

日本が其の經濟ヲ支持シ且ツ公正ナル實物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルが如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ。但シ日本國ヲシテ戰爭ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得セシムルが如キ産業ハ此ノ限りニ在ラズ右目的ノ為原料ノ入于一其ノ支配トハ之ヲ區別スルヲ許サルベシ。日本國ハ將來世界貿易關係ヘノ参加ヲ許サルベシ。

又昨年九月六日附で發表せられた「降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ對日方針」の中では、賠償に関しては左の如く述べてゐる。

ノ、日本ノ保存スル領域外ニアル日本財產ヲ聯合國當局ノ決定ニ從ヒ引キ渡スコト

ヌ、平和的日本經濟乃至領軍ニ對スル補給ノ為必要ナラザル物資、現存資本設備及ビ施設ヲ引渡スコト

即ち以上の如き方針は對獨賠償の場合と何等異うところが有り。

二 ホーレー大使對日賠償中間計画

而して昨年十一月ホーレー大使を主班とレマックスエルラチモア其他よりなう米國の賠償委員團が来朝し十二月七日眞珠灣の記念日に

「對日賠償に関する中間報告」と題するホーレー大使の聲明が發表せられた。本聲明は將來の日本の産業規模を具体的に規定すゝものであり且つ其の後のワシントンの極東委員會に於ける對日賠償問題審議の基礎案となり且つ概ね本聲明の骨子が採擇せられんとする形勢にあるのであるから以下に其の内容の概略を示さう。本聲明は先づ前文に於て次の如きを指摘してゐる。

人、對日賠償の目的は日本の軍國主義復活を不可能とすること、將來の日本經濟を安定せしめ且つ政治的には民主主義様式を剥すところなく發展せしむること、の二点にある。

又、過去に於ける日本の工業發展は極めて濃厚に軍備擴充の色彩を持つたものであり戰災により相当の被害を蒙つた今日でも平和的經濟の要求から見て極めて大きな餘剰能力を持つ

3、日本から餘剰の工業設備を除去することに依つて日本の武装解除を完成することは日本工業の完全な否定を意味するものではない。

4、斯る餘剰能力を除去し其等の設備を日本の侵略を受けた諸國に移

設することに依つて之等の諸國の生活水準を向上せしめ得よう、而も日本自体も餘剰部分が撤去されるのであるから生活水準の低下を必要とせぬであらう。

5. 賠償に関してホーリー大使はトルーマン大統領に上述の如き餘剰施設の除去に関する施設の割当と輸送が聯合國オブザーバーに依つて監督され得る状態になれば直ちに開始され得る如き中間計画の決定を勧告してゐる。此の暫定的除去は聯合國諸政策が最後的に賠償を割当てる額より多分低いであらう。

次に撤去すべき工業の具体的な内容として次の如きものを挙げてある。

1. 工作機械製造能力の半分

2. 次の如き諸工場に所在する工作機械の全部

(1) 陸軍及び海軍の全工廠へ且し兵器、彈薬及び軍需品のみの製造

を目的とする場合に於て破壊すべき工場を除く。

(2) 全航空機工場

(3) ボールベアリング及びローラーベアリングを製造する全工場

中間計画に依つて日本から撤去される工作機械の台数は三五万台から四〇万台に達するであらう。

3. 古領に必要な船舶の修理に支障無き範囲に於てニヶ造船所の全施設及び全附屬設備

4. 年産二五〇万噸を越へる全銅生産能力、日本の現有公私製造能力は一一〇〇万噸を超える。一九三〇年には鋼塊生産能力は二三〇万噸であり鋼材の消費は僅かに一七〇万噸に過ぎなかつた。

5. 日本に於ける石炭燃焼発電所の半分、残餘に依つて水力発電力の補給に使用する豫備として充分であらう。

6. 接觸法硫酸工場の全部、但し亞船、船、銅、其の他の重金属精鍊設備に於ける廢ガス回収設備を除く。日本のソルベー法曹達灰四大工場の中の最も新式なるもの及び許性曹達の新式大工場四一の中二〇工場

7. マグネシウム及びアルミナを製造する全工場、スクラッフ處理設備を除くアルミニウム電解工場の全部及びマグネシウム及びアルミ

ニウムの仕上に使用される總でのストッフリップ・ミル、コーリンバ
ミル及び引抜キフレス等

以上の外次に挙げる若干の勧告をトルーマン大統領になした。

8. 日本政府、天皇、皇室、財閥を含む全日本人より日本本土以外へ
台灣、朝鮮、滿洲其の他の中國、マレー、蘭領東印度の各地方並に
其の他の聯合國及び中立國を含むの地に有する資産の所有權乃至
支配權を剝奪する。他國に對する日本の財政的、經濟的浸透は悉く
一掃されねばならぬ。

9. 現在日本で集められた金及び貴金属類はサンフランシスコの米國
造幣局に輸送され其の處分は未定の儘保管せらるべきである。

10. マッカーサー元帥に依つて表明せられた財閥解体の作業を援助す
る為に賠償物資を日本から除去するに當つて財閥の所有乃至は支配
する財庫から第一に除去さるべきであること、即ち他の條件が同一

であれば独立しな民間企業家の所有工場に先立つてこれ等財閥の所
有乃至は支配する工場の剝奪が行はるべきである。

以上の仕事が完成した暁には之等は広く東西の復興と建設に實質的に
寄與するであらう。

此の計画は又日本人に對してモ榮譽と勤勉と平和に満ちた未來への
道を自ら開拓せること、ならう、而し乍ら我々は日本が最後の順位
を喰へられると言ふ事を常に忘れてはならぬ。以上がホーレー大使
中間計画の要旨である。

尚ホーレー大使は新聞紙上に發表された談話の中で次の如き諸矣に關
して觸れる所があつた。

1. 日本に保有を許される船舶は概ね五千噸程度迄のもので外洋を航
行する大型汽船の保有は許容せられぬかも知れぬ。

2. 米國は日本の中古工作機械を必要としない。之等は中國、フイリ
ツビン等日本の侵略を受けた國々に引渡さるべきであらう。

3. 賠償は現存設備による一回賠償を原則とし、年々の生産物によろ

賠償は考慮して居ない。

一方ボーレー大使の検討の基礎資料として聯合國總司令部の経済科学部産業調査課が作成した「日本重要産業の明細目録」も亦昨年十二月廿四日公表せられ其の内容は当時の毎日新聞紙上に連載された。尚ほ當時中國、フイリッピン等の對日賠償に関する要求が新聞紙上に掲載されたかそれによれば中國は多量の木材、石炭、金等を要求し、フイリッピンは鉄道施設、造船設備、セメント工場等を要求するとの事であつた。

其の後一月二十日聯合軍司令部の指令に基く航空機工場、陸海軍工廠及び重要研究所が聯合軍の管理下に置かれることとなり将来の賠償に依る撤去又は破壊に到る迄日本側に於て責任を以て之等工場を保管することが要求せられたのである。此の指令に依つて管理せられる工場、工廠及び研究所の数は其の後の追加及び除外を訂正し五月末日現在で航空機工場四四〇、陸軍工廠四五、海軍工廠四六、研究所六三、合計五九四となつてゐる。

次で本年一月末フランク・マッコイ氏を主班とする極東委員會の朝があり、更に又本年五月十日にはボーレー大使が米國専門家十名の便節團と共に滿洲及び北朝鮮の視察に赴く途次入京し其の目に關レマッカーサー元帥は對する書翰及び聲明の發表があつた。今回のボーレー大使旅行の目的は主として朝鮮及び滿洲に於て日本建設せらる工業の実情及び終戦後の撤去其の他による変化の程度を調査し、日本よりの賠償施設を東亞の被侵略諸國に分配する方針を討することにある模様である。而して右の書翰及び聲明中注意すべき点は次の通りである。

1. 對日賠償委員會の目的は日本と日本の支配下にあつた諸地域との主從關係の絆を断ち此等地域の經濟を再建し以て東洋に平和的にして繁榮的で經濟均衡狀態を樹立するにあるへ書翰。

2. 日本の餘剰機械及び工場をアジアの諸地域に移設し、それに依つて之等地域に於ける肥料及び農器具の生産を増加し食糧增産に資するべくであるへ聲明。

其の後ボートレーツ大使は北鮮と満洲の視察旅行を終へ六月廿日歸京し聲明の発表と記者團との會見を行つたが其の要旨は次の通りである。

ノ 水浸しになりつゝある満洲の炭坑に電力を供給するため至急日本の火力發電設備を移設する要がある。

又 賠償の對象は化學、族鋼、電力、航空機等軍需生産工場を目標とし、紡績、陶器、美術工藝等の平和産業施設はこれを存置しむる。

火力發電は現有設備の凡そ半ばを撤去する豫定である。

3、撤去の期間は約二ヶ年である。撤去は直ちに開始し得ると思ふ。

4、撤去施設の輸送は日本の責任で日本の船舶を借用し費用も日本政府が負擔する。

5、中國に移設せられた機械の運轉には結局外部からの助力が必要であり自分ヘボトレーは日本の技術家を招くことを勧告して置いた。

6、自分はこれからペリに向ひ四ヶ國外相會議に出席中のバーンズ國務長官に報告する。

尚ほ米國の著名な極東通エドガルスノウ氏の日本の賠償問題に関する

論文が六月二十一日から三回に亘りニッポンタイムス紙上に掲載された内容には注目を要する矣が多いので其の抄譯を「附錄」に掲げたが主要な点は次の通りである。

1、日本管理は福音的であることよりも懲罰的であることを忘れてはならぬこと。

2、日本の軍事的能力剝奪の見地から賠償に當つては徹底した設備の取立を行ふべきこと。

3、日本を自給自足的經濟に追込む要あること

4、聯合國の對日賠償要求が峻嚴なものであることを日本政府は充分認識して居なさいこと

5、賠償の実施は日本の國內經濟機構に重大なる改革を齎す可能性あること

6、賠償の実施を急かねば貴重な生産施設が屑物に化するおそれあること

三、日本の産業構成に関する諸見解

一方ワシントンの極東委員會に於てはホーリー中間案を基礎として
関係諸國の間で對日賠償に関する協議が進行中であり其の際日本に残
存せしむべき工業の規模はドイツの場合と同様將來日本に許される生
活水準と輸出入の大ささに基づいて算定せらるべきであるとせられ、
且下関係方面で將來の日本の産業構成に関する検討を進めつゝある模
様である。從つて日本の産業構成に関する意見が各方面から聲明せら
れてゐる。其の主要なものと二、三挙げれば次の通りである。

1. 四月中旬極東委員會運行委員長ヤール、ベレンゼン駐米ニユージ
ランド公使は對日賠償決定前に日本の將來の産業構成を先づ決定す
る要のあることを主張し又日本の輸出は肥料、農機具其の他原料等
生存に必要な物資の輸入代全決済か可能な程度に限定すべきもので
あるとしてゐる。

2. マッカーサー元帥政治顧問ジョージ・アチエソン公使は本年三月
二十六日歸不中に NBC 放送局主催の「日本は民主化し得るか」と
題する討論會に出席し次の如き意見を開陳した。

「日本は工業を削減されても民主化に必要な生活水準引上げを達成
することは出来ぬ、日本には未だ開墾されてない私有地や荒廢地
が多々、特に北海道がさうだ、若し日本が戰爭準備の為の無意味な
財貨消費を止めて平時生産に努力するならばやがて日本は從来以上
裕福にならなり筈はない、又對外貿易にもそれ程頼らなければ済むこ
とにならう。」

3. 極東委員會の印度代表サクセナ氏は日本の賠償に關聯して六月上旬
次の如き意見を發表した。

「印度は日本の經濟が聯合國の管理下で何の程度の水準に到達し得
るかについて深い關心を持つて居る、印度の對日貿易は將來再び渺
前の規模に達するであらう、日本にとつて必要な食糧を輸入する為
に充分な貿易額を持つ事は不可缺であるから聯合國の對日賠償は對
独賠償に比し餘程寛大なものとならう。」

4. 聯合軍總司令部經濟科學部員ジョン・リーハート氏は五月十九日東
京上智大學に於ける講演で日本經濟の將來に關じて次の如く述べた

「日本は有利な輸送條件、低廉な電力、高度に専門化すれば極めて有利と認められる多數の土着産業等を持つから例へば絹、化学肥料、陶磁器、護謨製品、玩具、セメント、プラスチック、通信機器等の諸工業を發展せしむるに適して居るであらう。又デンマークやスエーデンの例を学んで國內開発を徹底的に行ひ且つ専門化された輸出産業を持つことに努力すべきであらう。」

5. 元駐日英大使クレーキー氏は最近「日本は民主主義に對する準備ありや」と題する論文の中で日本經濟の將來に就て次の如く述べてゐる。

「余は敗北後の日本を十九世紀後半以前の頗るに遂戻りさせ日本人に對外貿易や國外旅行を禁止せよと言ふ主張をしばしば耳にする。しかし斯ら考へ方はただ次の一事に依つても実行不可能である。即ち領國廢止当時の日本は僅々三千五百万の人々を養ひ得たに過ぎないが現在の人々は殆んど八千万に達んとしてゐる。日本を經濟的領國に封じ込めるることは四千五百万人の人間に餓死を宣言することだ。」

面積十五万平方マイルで僅か其の七分の一だけが耕作可能な日本の様な國では工業への人口吸收、強力な輸出入貿易なくしては八千万の人口を養ふことは殆んど不可能であらう。

以上に見る如く日本産業の將來に關して各種の意見が存在するのである。一方日本の賠償施設を獲得すべく中國、比律賓等では對日賠償それ等諸國に對する割当が不充分なる旨の意見も漏らされてゐるのである。從つて對日賠償が最後的に決定される迄には未だ幾分の時日を必要としよう。

四、極東委員會對日賠償計画

尚ほ極東委員會はホーリー中間案に基く具体的審議を續け逐次中の決定を發表しつゝある。即ち五月十三日には一部の除外例を除く總ての日本の陸海軍工廠、航空機工場及び輕金属工場を賠償に引当てるべきことが同委員會に於て満場一致で採擇された。除外例としては輕金属のスクラップ、處理工場、輕金属生産に轉換したセメント工場、年間能力一万五千噸のアルミニウム圧延設備等が掲げられてゐる。

次で五月二十四日同委員會で工作機械、硫酸及び造船に関する決定が採擇された。其の内容は次の通りである。

1. 工作機械

形と大きさの約合の取れた工作機械の年産能力二万七千台を超える部分は賠償にふり向ける。

2. 硫酸

年産三百五十万台を超える硫酸の生産能力は賠償にふり向けられ、且つ賠償に充てられるものは接觸法による硫酸設備とする。

3. 造船

國有民有を問はず海軍工廠にある造船及び修理施設は原則として撤去の対象となる。但し以下の制限の範囲内に止まる。

(1) 元末半用施設に使用する目的に適合せぬモノについては何分の指示がある迄現状の儘とする。

(2) ち領事がも領上必要なしと認めるまで如何なる設備も撤去されない。

B.

前項に規定されたものを除く各造船所の所有する造船能力で年間十五万總噸の造船と三百万總噸の商船の維持に必要なもの以外は賠償に振向ける。但し以下の制限規定に従ふものとする。

(1) マツカーサー司令部が占領の必要を充分に足ると認定する水準迄日本の商船隊が恢復する迄は造船所の賠償撤去は行はれな

(2) 二個の二万噸ドックは日本に寄港する外國船の使用に供する爲残置せしめる。

(3) 上述の三百万總噸は日本商船隊の最後の規模としてこれだけのものを容認すると言ふことを意味しない。

次で五月二十九日極東委員會は日本の軸承工業の規模に関して次の如き決定を行つた。即ち日本の球及びコロイド軸承工業をも中間賠償取立の對象に加へる。但し此の賠償の對象となるのは一九四三一四年度の平均價格で年産三千二百五十万圓の製品を產出し得る施設を除いた過剰の全施設である。撤去すべき工場施設の選擇に当つては航空機

其他の軍需品の輸受を生産する特殊施設を第一とする。

次いで六月十二日の同委員會では銳鋼、化学工業及び火力発電施設に関する中間賠償案が採擇された旨の發表があつた。其の内容は概要次の通りである。

1. 製 鋼 工 業

年産三百五十万噸を超える鋼塊生产能力を直ちに賠償の対象として振向ける。銳族については最高二百万噸を超える部分を賠償の対象として振向ける。

2. 化 学 工 業

苛性ソーダへ電解へハ万二千五百噸、ソーダ灰六十三万噸を限り許容し、それ以上の年産設備は總て賠償に充てる。

3. 火 力 発 電 設 備

中間賠償計画に依つて減退すべき電力需要に應ずる程度迄引下げる。本委員會では残置すべき火力發電能力を暫定的に二百十万千瓦ワットに置いてあるがこれは尚ほ在東京聯合軍總司令部に依つて検討される事と定められた。

討されることはなつてゐる。

4. 賠償の最終的決定は日本の平時經濟維持の必要を検討した後に行ふ。

5. 前記の数字は許される最高限度を示すのであるから日本經濟の水準が決められてから更に残置を許すべく工業の能力が変更されるともあり得る。

6. 以上に依つてボーレー中間案に含まれた全工業部門に関する決定を終へたのであるがそれ以外の工業についても日下賠償撤去に関する審議が行はれてゐる。

以上の如き極東委員會の諸發表の他米國合同技術者會議全國技術者委員會の作成にかかる侵略國の産業、武裝解除についての研究及び勧告案が六月十二日米陸軍省から發表せられたけれども本案は賠償の決定に關して重要な意義は持たぬもの、様である。

五 ボーレー案と極東委員案との比較とその影響

以上の如き極東委員會に於ける諸決定を昨年十二月末のボーレー中

問計画及び過去に於ける日本の最大実績又は戦争直前の能力と比較すれば左の通りである。

部門	本一レ一案	極東委員會案	日本内地に於ける過去の最大生産
工作機械	人製作能力の半分 又陸海軍兵器廠に所在する全部	人年産三〇〇〇台を超ゆるもの 又同上	人年産三〇〇〇台(一九四三年)
3、航空機工場に所在するもの全部	又球及ヨコ動承生産設備の全部	又球及ヨコ動承生産設備の全部	人年産三三五〇万台(一九四四年)
造船所	2、造船所を離去し日本占領に必要なものを除く	2、年産三五〇万挺(一九四四年) 平均價格を想えらるもの	二六〇一三四台(一九四四年)
鋼	年產三五〇万挺を超える鋼材生産能力の全部	年產三五〇万挺を超える鋼材生産能力	三三三〇万台(一九四四年)
鋼	年產三五〇万挺を超える銅材生産能力の全部	年產二〇〇万挺を超える銅材生産能力	二〇〇万台(一九四四年)
電力火力の半分	火力三百十萬kWを超ゆるもの シ需要に依り更に検討す	火力三百十萬kWを超ゆるもの シ需要に依り更に検討す	一大八万五千瓩(一九四四年)
火力發電設備	人鋼材五四四万挺(一九四三年) 又鋼塊七八〇〇噸	人鋼材五四四万挺(一九四三年) 又鋼塊七八〇〇噸	人鋼材五四四万挺(一九四三年)
事業用瓦三万キロワット	自家用二〇一万瓩(一九四四年)	自家用二〇一万瓩(一九四四年)	自家用二〇一万瓩(一九四四年)
人現能力	接觸法一元大万挺(内精鍊 所附屬三〇万挺) 鋼室其の他ニ〇〇万挺 計三九六万挺	接觸法一元大万挺(内精鍊 所附屬三〇万挺) 鋼室其の他ニ〇〇万挺 計三九六万挺	接觸法一元大万挺(内精鍊 所附屬三〇万挺) 鋼室其の他ニ〇〇万挺 計三九六万挺
人現能力	又年產一〇〇灰六三万挺を超ゆるもの 3、電解可性ソーダ工場四一の中の3、年產苛性ソーダ八〇二千五百挺 三十工場 さ起ゆるもの	又年產一〇〇灰六三万挺を超ゆるもの 3、電解可性ソーダ工場四一の中の3、年產苛性ソーダ八〇二千五百挺 三十工場 さ起ゆるもの	又年產一〇〇灰六三万挺を超ゆるもの 3、電解可性ソーダ工場四一の中の3、年產苛性ソーダ八〇二千五百挺 三十工場 さ起ゆるもの
人現能力	又最大生産六〇万挺(元三八年) アルミニウム最大生産二四〇〇挺 (一九四三年) マグネシウム、アルミニウム生産能力約二〇万挺 人同上	又最大生産六〇万挺(元三八年) アルミニウム最大生産二四〇〇挺 (一九四三年) マグネシウム、アルミニウム生産能力約二〇万挺 人同上	又最大生産六〇万挺(元三八年) アルミニウム最大生産二四〇〇挺 (一九四三年) マグネシウム、アルミニウム生産能力約二〇万挺 人同上
人現能力	又年產一万五千挺を超ゆる压延設備全部	又年產一万五千挺を超ゆる压延設備全部	又年產一万五千挺を超ゆる压延設備全部

右の表に依つて今次の對日賠償計画が過去の能力に比し何の程度の規模のものかを判明するであらう。尚之等賠償計画が日本の平和的經濟の維持にとつて如何なる影響があるかに就て概要を述べよう。

人 工 機 械

工作機械の製造能力年産ニ七十万台の残置が許され、ば平和的經濟の維持には略充分であらう。

工作機械の現在保有台数は民間約七万台、軍工廠約二十万台、合計九万台と推定される。賠償計画の実施に依つて略其の半が失はれることになるが、製造工程を改善し一台当りの生産額を上げることに依つて必要な生産を維持出来よう。

2. 軸承（ベアリング）

軸承は航空機エンジンの心臓部であると共に總ての回轉機械に重要な部分品である。我國の生産は前表に示す如く最大年産三億圓に達したのである。軸承は航空機に使用される以外に自動車、自轉車、鉄道車輛、電氣機械、鞍山機械、農業機械等多方面の平和的用途があり平和的需要の總額は一九四四年價格でハキ万圓と見込まれてゐる。ボーリー中間案では全面的製造禁止となつてゐるが極東委員會の決定に依れば年産ニニ五〇万圓迄を許容されること、なり日本の

3. 陸海軍工廠

陸海軍工廠の工作機械設備が全面的に撤去されることは当然であ

4. 造船所

我が國の過去に於ける造船高は年次により極めて大きな変動がある。

か前大戰の前後即ち大正七八九年頃には約六十五万總頓、昭和元年から十年迄の間は五万乃至十五万總頓、其の後昭和十七年迄が四十万總頓前後であり十八年、十九年は戰爭の喪失を補填する為所謂戰時規格船の大壘生産を開始した烏に造船高は急躍的に増加し、十八年九四万總頓、十九年は一大八万總頓に達した。

船舶保有量は昭和初年に概ね四百万總頓でありその後逐次増加して昭和十二年には四六六万總頓、昭和十大年には大三八万總頓に達したが、戰争に依つて其の大一部分を喪失し終戰時の保有量は損傷船を

加へて一五三万總噸に過ぎない。戰爭に依る不足分を補填する期間
撤去が猶豫せられるとしても一五万噸は平時に於ける造船能力とし
ては最低限度のものであらう。尚ほ船型、船種等造船の内容に相当
問題があらうのであつて例へば大型捕鯨船その他の建造が許されるや
大型航洋船の建造は全面的に禁止されるや等の事情に依つて我國經
済に及ぼす影響も変化するであらう。

保有船賀量三百萬總噸は大正十年前後の大半に亘る。しかし大型
船舶の保有を禁止されれば歐米航路その他遠洋航海は自國船に依
ることが不可能とならう。從來我國海運業は二億圓に近い外貨の純收
入を挙げ商品貿易に於ける入超を補填して来てゐたのであるが今後
は斯かる外貨收入は期待し得ぬこと、なう。

5. 鋼

我國は最も不況時代の昭和五六六年当時に年間約二百万噸の鋼材を
消費した。当時に比し三割近くの人口の増加があり又戰災及び戰時
中に於ける補修不足を補填する爲にも莫大な觸材を必要とするから

今後当分の間最低限年間三百三十万噸の鋼材が必要と見積られてゐ
る。極東委員會の決定に依る鋼塊三百五十万噸は鋼材にすれば概わ
二百五十万噸程度と見積られるから今後は相当量の鉄鋼の輸入が必
要とせられよう。既鉄生産能力二百万噸はおのずの鋼塊生産能力から見
て或る程度の銑鉄輸入が許容されれば我國の場合略均衡を得た数字
であらう。但し其の結果我國の熔鉢炉の半ば以上が賠償として撤去
又は破壊されること、なるのであらう。しかも万一独逸の例に見る
如く旧式設備のみの残存が認められると云ふことになれば國內の製
鉄コストは高價となり全產業に不利な影響を與へるであらう。尚又
右の能力が実産能力なりや公稱能力なりやに依つて其の影響に重大
な相違がある。即ち実産能力として鋼塊三五〇万噸が認められるの
であれば現有設備を半分か存置せられること、なるが公稱能力の場
合は三分の一しが残されめことになるであらう。

6. 火力發電所

電力は火力發電施設のみが賠償の対象とせられ且つ其の最後的決

定は賠償に依る電力需要の縮少の見透しに基いて行はれることとなりた我國の火力発電所は事業用三百万キロワット、自家用百万キロワット合計四百万キロワットの公稱能力を有し主として水力発電所の渴水期補給用に使用され、電力は元來軍需的用途にも平和的用途にも使用されるものでありエネルギー資源の乏しい我國では今後あらゆる方面で電力使用が増加するであらう、現に電力使用量は終戦後前年の五〇%程度低下したが其の後家庭用電力消費増大の為現在は既に八〇%程度に恢復してゐる、従つて賠償の結果軽金属、鋳鋼、航空機等の工業に依る電力需要は減退するけれども一般家庭農村等に於ける電力消費の増加の結果間もなく戦時中の消費水準に到達するであらう、しかし石炭の炭質低下と補修不足の結果発電所の実際能力は可成低下して居るから火力発電所の能力には事実上餘剰ありとは認め難い、極東委員會の審議に依れば火力発電所出力の二百十万千瓦を超過するものを一應撤去の対象としてゐるから若し之が実施され、は水力又渴水期の補給と九州中國の如く火力發

電を主とする地帶の電力供給は相当窮屈となるであらう。
尚古の二百万キロワットは事業用三百万キロワットに對するものと考へられるのであるけれども若しも然らずして自家用を併せた四百万キロの中二百万キロノ残置を認めることが意味するならば我國の今後の電力供給にとつて重大な打撃となるであらう。

久 硫 酸

ホーレー案に依れば接觸法硫酸工場の全部を除去されること、なづてゐたが今回の極東委員會案に依れば年産能力三百五十万噸を超ゆるもののが賠償の対象とせられること、なつた我國の現有硫酸製造能力は接觸法一九六万噸、船室法其の他二百万噸、合計三九六万噸であるから硫酸工業の賠償撤去は著しく緩和せられることである。
元来接觸法硫酸は濃硝酸の製造に使用せられ火薬の製造に不可缺な原料であることが賠償の対象に選ばれた理由であらうが同時に硫酸は硫安、過磷酸石灰等の肥料製造に大量に使用せられる外々人絹石油精製、染料工業、製革、各種工業薬品の製造等各方面に用

ひられ平和的經濟に不可缺な基礎化學製品である。硫酸の條件緩和はおそらく聯合國當局が日本農業に於ける肥料の重要性を認識せる結果であらう。

ソーダ工業

ソルベー法曹達工場は我國に四つあり、其の内の最も新式の一工場が賠償に充てられる事になつてゐる。極東委員會が決定した年産六十三万噸と云ふ限界は一工場を撤去せる場合の公稱能力に略相当する。ソーダ灰はガラス工業、各種食料品工業、医薬其の他の広汎な用途に使用され化学工業の基礎を為し又ソーダ灰の生産額の半ば以上が轉化されて苛性ソーダとなる。苛性ソーダは人造、製紙、石灰製造その他の平和的用途に多量に使用される。

一方苛性ソーダは食鹽の電氣分解に依つても生産され其の際氯素、硝粉、塩酸等が同時に生産される。電解苛性ソーダ工場の公稱能力は約二十七万噸であるから之が八万二千五百噸に制限せられる結果塩素製品の供給は相当窮屈となるであらう。塩素製品の用途は染料

医薬、農薬、調味料、ハルフ、漂白、殺菌等重要な平和的用途があると共に戰時中は毒瓦斯製造其の他に使用せられ、又も電解ソーダ工場は過酸化水素製造に轉化してロケット彈薬の製造にも役立ち得るものである。

要するにソーダ工業についてはソルベー法工場の生産能力には比較的高い限界が與へられてゐるけれども電解法については可成大巾な切下げが行はれてゐる譯である。

軽金属

アルミニウム、マグネシウムの製造が禁止せられる、又之等輕金属の圧延設備については年産能力一万五千吨迄認められるのである。輕金属は航空機製造的主要原料であり又戦後の世界のアルミニウム需給は生産過剰となるものと認められるから航空機の製造と共に禁止せられる事は止むを得ないところであらう。但しアルミニウムは鋁金等の日用品、電線其の他の平和的用途があり又アルミニウムを製品で輸へす場合に比しホーキサイト、塩其の他の原料を輸入す

その場合は輸入外貨負擔が一二%程度で済むのであるから出来得れば四万㌧程度の能力は残存せしめて欲しいところである。

但し差当りは航空機のスクラップその他で十万㌧前後のアルミニウムがあるから当分の間日用品の製造には支障がないであらう。以上述べ来つた所に依つて對日賠償問題の要旨を要約すれば次の如くである。

1. 炮器、爆薬、航空機等の生産は全面的に禁止せられる。
2. 日本の平和的經濟維持から見て過剰と認められる工業設備は撤去される。
3. 日本の在外資産は悉く沒收される。
4. 日本がアジアの諸地域に對し經濟的支配を恢復するか如き状態を防止する。従つてアジア諸地域に於ける肥料、農機具等必要な工業生産品は可及的夫々の地域が自給し得る様にする。
5. 日本に許さるベテ生活水準は未だ公式に明かにせられてゐないが独逸の場合と異り他のアジア諸國の水準迄引下げると言ふことはないことはないであらう。

六、賠償問題の國內的影響

いのであらう。恐らく過去に於ける一定の年次に於ける日本の生活水準が許容されること、ならう。

6. 平和的經濟に必要とされる原料製品の輸入を可能な限りしむるための輸出産業の維持は認められる。

7. 賠償の方法は現有施設に依る一回賠償を原則とする模様であるが中國、フリツヒン等の要求如何に依つては木材、石炭等年々の産物に依る賠償も一部課せられかも知れぬ。但し其の期間が長期に亘ることはないであらう。

2. 賠償に指定された工場施設の原所有者に對する補償措置を如何にすべきかは重大な國內問題である。之は軍需補償、在外資産の補償等と同時に将来に於ける我國の財政負擔力の見透しに基いて措置されねばならぬであらう。

ホーレー案に依る國內賠償施設の帳簿價格は概ね百億圓と評價され、又沒收せらるべき海外資産は終戦前の價格で数百億圓に達するであらうから賠償が我國國民經濟に及ぼす影響は相当大なるものがある。

3. 賠償工場の維持保管費及び撤去の場合に於ける荷造運搬費も大きくな負擔である。撤去が此の一两年中に行はれるとすれば瀕死の状態にある我國經濟にとつて容易ならぬ負擔とならう。

即ち本年一月に保管を指定された工場の維持のみでも相当の費用を要してゐる実状であり、之が賠償に充てられる全工場に拡大された場合の経費は相当巨額に達するであらうし又荷造運搬費も最少限數十億圓を必要としよう。而して之等の費用は当然我國が負担すべ

七 賠償のものである。

七 賠償問題の今後

六月中旬聯合軍司令部より賠償の対象となるべき工業部門について、さきに保管命令を受けた全工場の明細リストを提出すべく旨日本政府に對する指令があつた。愈々賠償問題も個々の工場をそれぞれ引渡し分別に決定してゆく段階となつた。今後の作業量は極めて複雑宏大となり日本側も積極的に協力すべき場面が広汎となつて来るであらう。個々の工場の選定に当つて次の如き諸点が当然問題となるであらう。1. 残存設備と撤去設備の釣合の問題、即ち最優秀のものから撤去し旧式のものを残存せしめられる如きことなく、少なくとも両者が同一の條件に置かれることを希望すべくであらう。

2. 撤去工場の選定に當つては地方的條件即ち原料供給、製品販路、他工業との関聯等を具体的に検討せねばならぬ。特に製紙業、化學工業の如きは関聯する方面が極めて広範囲であるからこの点に關して周到且つ徹底せらるべき研究が必要であらう。

5. 賠償指定設備が指定外の工業と同一構内に存在する場合、其の分界的を如何にすべきかと言ふ点に関しては専門技術的立場から充分の検討が加へられねばならぬ。

斯る分界点の判断を誤ると、それは残存施設も撤去施設も共に後に立たぬ如き事態を生ずる恐れがある。

6. 工場の能力について、実産能力、公稱能力等の區別を明かにして所要の実産能力の残置を認められることが必要であり、豫め此の点に関する検討を加へ、聯合國側を納得せしめ得る妥当なる実産能力に関する説明を準備する必要があらう。

7. 二ヶ月間に撤去移設を行ふことなれば莫大な工事量となるから解体構造のエキスパートを組織的に動員し能率的處理を爲し得る様豫め万全の体制を整へる必要があらう。

8. 要するに賠償問題の日本産業に及ぼす影響は今後の具体的決定方法に依つて重大なる差異を生ずるのであるから充分専門家の活用を図り聯合國の信頼を受け、能率的な處置を進める体制を整備せよ。

第四 結 言

ねばならぬ。

賠償問題は日本の無條件降伏の結果として聯合國側が一方的に決定し得る性質のものであり、又日本は斯る決定に對し無條件にそれを履行すべき義務がある。併し下り聯合國側は飽く迄合理的化學的な手段により戦敗國民を納得せしめつゝ、賠償問題の決定を國らんとして居るのであり且つ又賠償問題の成り行き如何は来るべき次代数世代の日本國民の經濟的生活に重大な影響を持つ性質のものであるから日本側としても自己の資料に基き科学的研究を進めその結果を進んで聯合國側の参考に供することが必要であらう。眞の民主主義は自己に對する責任の完遂を要求する。賠償問題に對する日本の態度如何は斯る意味に於ける民主化を測定する尺度ともなるであらう。

附録

トドガード・スノウ「日本の賠償問題」抄譯

米國の著名な極東通たるトドガード・スノウ氏の日本の賠償に関する見解がニッポンタイムス大月二十一日號より三回に亘り連載せられた。左に其の概要を記す。

一、日本占領の第一段階に於ける主要目的は癡情的のものに非ずして懲罰的のものだらうことを忘へきてはならない。従つて此の目的によりする賠償問題は極めて重要である。

二、ホーリー・ダム宣言は日本の民主化と同時に日本の完全なる非武装化を規定してゐる。若しも日本占領が後の目的を達成し得なければ日本に於て如何なる社会的変革を行つても将来の安全を保障することは出来ない。であらう。遂に言へば此の目的の達成に成功すれば日本が君主制に止まらうと共和國にならうと又民主主義・社會主義或は共産主義の何れか

とうとも自給自足と近隣諸國との友好關係の維持と言ふ政策をとうござを得たり事となるであらう。

三、日本の賠償は終戦後九ヶ月になる今日に於ても聯合國間の分配について意見が一致せぬため結論に到達して居ない。

四、ホーリー大使の中間計画案はトルーマン大統領に提出され、大統領から國務・陸海軍委員會へ SWNC に提出せられ、シンerton の聯合參謀本部を経て在東京聯合軍司令部へ SCAP に回附され此處で各種の訂正が加へられた。

五、従つて現在極東委員會へ OPEC に提出されてゐる日本賠償案は米國案であつて今後他の十ヶ國の承認を得る必要があり他の諸國が再度調査の必要があると言ひ出す可能性もあるわけであるが米國側は原案について充分の自信があり且つそれが日本に對して寛大に過ぎると言ふ批評があればそれに對しては充分應答出来るとして居るのである。

六、日本側から提出された統計や資料は SCAP に依つて充分検討を加へられた。それは屢々誤りがあり虚偽の報告であることもあつたが現在

では S C A P の調査が略完全に行なつたので賠償担当者は主要な事項につけては正確な実情を把握してゐると云ふ自信を持つてゐる。

賠償計画立案担当者は近代に於ける日本経済発展の歴史に関する次の如き考察に基いて作業を進めたのである。

(イ) 日本の帝國主義は、不経済な工業化（アンエコノミック、インダストリアライゼーション）の産物であり、政府の補助金と軍部の計画に依つて原料資源の欠陥と言ふ根本的な弱点を持つて不均重工業の建設を施行したのである。従つて其の重工業の維持の為には多量の原

料の輸入が必要であるから原料を外國に依存する不安から免れる為に先づ經濟的、政治的に、最後には直接軍事占領に依つて資源地帯を支配すること、なつたのである。しかも斯る重工業は主として軍事向需

要に應ずるものであり軍が膨脹するに伴つて帝國は拡大され、更に一層重工業の軍需依存度を増加すると云ふ過程を辿つたのである。

(ロ) 一九四一年には日本の生産設備の能力は莫大なものに達したが之等の設備は消費財の生産に依つて一般國民をうるほす事で殆んどなく

大部分は兵器、艦船、航空機等は必要資材の購入に当たられる極度な輸出品の生産に向けられたのである。

(ハ) この様に極度に軍事化された工業を維持する爲には必然的に戦争を必要としたのである。

(二) 在外資産の沒收と兵器、航空機等の生産工場の解体は既に進行中である。今や日本の頭でつかちな工業自体が解体が実施される段階に立到つた。東京、横浜等の光景を目に見しに者は既に空襲に依つて工業の破壊は達成されたと言ふ錯覚に陥り易いが事實はさうでもない。例へば製鉄業は平炉、熔鉢炉を併せて鋼で二〇〇万噸の公稱生産能力を有し又圧延設備は六〇〇万噸の圧延鋼材を生産し得る。電気炉の鋼生産能力は三〇〇万噸に達する。又工作機械、電氣機械、発電所、造船及び船舶修理施設、鉄道建設施設、或種の化学工業施設、完成ゴム工場アルミニウム處理工場、通信機器工業等は何れも國內の平和的需要を賄ふためには過大な生産能力を持つ。

ホ 日本から之等過剰の工業施設を撤去することは東洋全体の工業水準

を日本と同じ水準迄引上げることに重きが置かるべきである。日本の工業生産は十全間足踏ませられ其の間に中國、朝鮮、フノリビンその他のアジア諸國が日本に追ひ付くこと、なう、斯くて日本のみが東亞に於ける唯一の工業國であり近隣諸國の工業原料の主要購入者として之等の國々を支配すう從來の關係を完全に清算せねばならぬ。(ア) 一方賠償に依つて日本の余剰工業設備を取り去る事は差違りば日本人の生活水準を他のアジア諸國の水準に迄引下げる事を意求じます。けれども日本が今後余儀なくされう自然自足の經濟の建設に成功するならば國民の生活水準は不必要な負擔の軽減に依つて次第に向上すること、なるであらう。

(イ) 日本に對して國內需要を賄ふ為の最低限の輸入は許容される。食料生産の増大に役立つ工業は一切撤去されたり。(ウ) (ア) 今後日本は輸入原料への依存度が最少で國內の労働力を最大限に活用し得る如き種類の工業を振興することが必要である。

以上が對日賠償担当者が立案に當つて考慮した基本原則である。

以下に賠償計画の目録を掲げる。

(ア) 鋼、高炉及び平炉の定格能力の八ニ%、圧延設備能力の八〇%及び大量の電氣炉及び海綿鉄工場の全部を失ふ。工場の維持に必要とする以上の總ての金属加工設備は撤去される。斯くて日本の鋼生産額は二〇万噸へホーリー案は二七五万噸へに制限され約一五〇万台の能力に相当する工場施設が撤去又は破壊されろ。

(ア) 工 作 機 械

現在の案に依れば日本は六〇万台即ち現在保有数の七五%の工作機械を失ふ。工作機械の製作は年産一万台を許されち。現在の案に依れば日本は六〇万台即ち現在保有数の七五%の工作機械を失ふ。工作機械の製作は年産一万台を許されち。

(ア) 化 学 工 业

硝酸製造能力の九〇%、ソーダ灰生産能力の五〇%、電解ソーダ能力の五〇%へアルミニウム工業の一部と見做されらへが賠償に充てられ。

硫酸及び硫酸は肥料に必要であるから手を触れな。

縮少された平和的經濟に必要とする限度の電力を過水期に於ても供給し得るだけの能力は残される。

(ホ) 鉄道は大した空襲被害を受けてゐる。車輛の製造及び修理施設も良好な状態にある。機関車製造能力の六五%、客車、電車及び貨車製造能力の四〇%が撤去される。ホーレーの原案に依れば更に二〇%の台の機関車と三万台の貨車を取り去る計画になつてゐたが此の案は後に撤回された。

(ハ) 船舶

一九四三年の保有量は八〇〇万噸に達したが戰時中の消耗に依つて八五%を失つた。

今後は國內沿岸及び近海輸送の為一五〇万噸の保有が認められる。漁船の再建も許されかね造船のみに限定されよう。以上の他造船業についても嚴重な制限が課される。大小の造船所の半ばは撤去又はスクランブルにされる。又五〇〇〇噸を超ゆる大型船の建造は許されない。

(イ) 軽金属

アルミニウム、マグネシウム、マグネシウムの製造は全面的に禁止され

3. (リ) 鋼合金

鋳合金工業はクローム、タンクステン、モリブデン、ニッケル鉱等専ら輸入原料を使用する「不經濟工業」の代表的なものであり、全面的に賠償の対象となる。

(リ) ホールベアリング

大半に削除される。大部分は中國に移され、

(ヌ) 日本の人絹、スフ及びゴム工業も外國市場から締め出され、即ち人絹工業は國內需要を賄ふ限度に制限され、生ゴムの處理設備は現在略国内需要を賄ふ程度であるから撤去されない。但し合成ゴムの工場は撤去され、綿紡織工業につけても大半に縮小される。即

ち綿製品の輸出は國內需要を賄ふ為の棉花の輸入を可能とする限度迄しか許されない、但し本工業に付て既に戦争が必要な縮小を達成してゐる。即ち戦前一二〇〇万錠の設備は戦争に依つて四〇〇万錠に減少した、今後も引續き此の程度の能力に押へられるであらう。

(11) 自動車工業、内燃機関、建築材料、家庭用電氣器具等はすべて鉄鋼生産能力に依つて直接制限を受けるから賠償旅去の中には入れられない。

(12) 生糸及び同製品、各種手工藝品、茶、ガラス器皿、窓業製品、紙、皮革製品等日本の将来の主要輸出品と見られる目品の製造に必要な施設は撤去されない。

(13) 政府の補助金なしに経営可能な鞍山に所在する設備は賠償の対象とはならぬなり。

九 労働力も危険な戦争手段であるから出来得れば大量の日本人を被害を受けた諸團に賠償として移動せしめようことが望ましい、然しホーリー宣言には日本人が家庭に戻り平和的な生産業に従事する事を認めてゐる。

又基本的人権の尊重と日本との賠償を受ける資格のある諸國を余別参考書に記載する。

十 米國の賠償工キスベートは年々の産物に依る賠償の取立を不可と一回取立を主張する。其の守針が実現されるかどうかは米國の意見が聯合國の間で何の程度重きとなすかに依つて決定されよう。

十一 ソ聯は満洲から日本が建設した多数の工業施設を戰利品として持ち去つた、中國はそれに對し極めて不服であるけれども一方中國も全國的日本技術者を導入する所でなければ之等施設の運営が不可能であらう。

十二 聯合諸國の代表者達一一一部の米人をも含み一一部は日本の工業を取除いた代りに最も悪るい形で中國にそれを再生させることがあつことは右の方々と心配し始めてゐる。

中國の銀行家や工業家は十分印度も同様であるか一東南アジアや東洋に於ける嘗ての日本の市場を取得すると言ふして居り、又低賃銀に依つ

て事實上西歐諸國の競爭を免れ出す事が可能であらう。

十三、中國の工業化は從來苦力的低賃銀に依る婦女子の労働力の榨取と大銀行家族に依る独占的支配の傾向が大であり、又不經濟なキイインダストリートーを外國品に對する禁止的高率關稅に依つて育成しようとも之が如く、之等は全く從來の日本に於けると同様の現象である。従つて中國經濟の完全な民主化なしに日本より業を中國に移すならば東洋に於ける危險な戰爭原因を一つの國から他の國へ移動するに止まるであらう。假つて米國の一部には日本の賠償品の一一部をアンガに割当てこれを必要な國に引渡す際にタンビング的輸出品の延長ではなく國内の消費商品の生産に向けることを條件として付すべきとの意見も行はれてゐる。

十四、日本の賠償品の分配は米國は比較的小量の金塊及び其の他の貴金属を手に入れることと其の他の賠償分前の請求権を放棄することに依る面子のよきに依つて満足するにあらう。

十五、以下の所賠償設備の最後的指定が行はれたる所以の日本側は联合国の用需要本を極めて嚴格なものであることを未だ充分自覺して居ない様

四五三、

十六、賠償は深刻な失業問題を惹起するであらう。其の結果日本は財閥の支配から解放され、國家計画に基く産業体制を採ることを余儀なくされ、であらう。

十七、又賠償及び輸出入の大巾な制限は政府をして有効な土地改革と農業上の改良を必要ならしめ更に進んで食糧自給の達成のために農業の國営に迄押進められるかも知れない。

十八、然し日本が未だベラバッドニユースの全貌を告げられ、迄は政府は聯合軍の指令に基く改革の実施をサボタージし我々の側の氣持の変化を待してグズグズと事態を遷延させるだらう。

十九、一方日本及びアジア諸國で甚しく欠乏して居る物資を生産すべく設備が何等の後に立たず放置されてゐる。賠償の決定が遅れ、ば遅れる程貴重な戰利品は消耗してゆくであらう。當局の言に依れば賠償設備の撤去には最初の船積以降三年を要するとのことであるが今後一年も経てば大部分の機械類は屑物になつてしまふであらう。

の事あらかじめの事あるを以て、其上空手口久為令を總本院に開いたる
は總務一科へいへんせひ、山西をかたてて西邊へ通商貿易の總務が總務
の所事の次に日本十二支通いにんじ、總務の次へと鹽井、其處水と野賣重と號す
大、一ノ日本又はシシム省國の所へてひつて居を也實在五五十六日後當
行すナヤハハスニ軍機も逐々メカモ有レ。

の事と計合に至り、其事の次第はヤ木口一キナガタの御内書記や委外と謂
ナリ及す日本や木口ノシハシニテ一ノ日で全體を占門寺林と立石城前用事
ニ登興鉢せらるさゆく時此は。

の如くも必要なる一セ度ヨリ前ハづき貪財自殺の事件、さへヨリ實業の國事
又實業見の篠山人、大山太陽原口義和も一ツ直後は王明文等の總務、
すまること

而ひと輔佐たけの圓策長通の基へ實業本院も將らことを余類六ヶ二十日
大、細密な審核を大業問題も導入するべし、其と並んで日本石炭園が大
きくなる。



